

阿賀野市国土強靭化地域計画

【第2次改訂版】

阿賀野市

目次

第1章 計画の概要	1
1－1 策定の背景と目的.....	1
1－2 計画の位置づけ.....	2
1－3 計画の構成.....	3
1－4 計画期間.....	3
1－5 計画策定の進め方.....	4
第2章 本計画の基本的考え方	5
2－1 基本目標.....	5
2－2 事前に備えるべき目標.....	5
2－3 想定する自然災害.....	5
2－4 リスクマネジメントによるアプローチ.....	6
2－5 総合計画との連携を踏まえた記載方法.....	6
第3章 脆弱性評価と推進方針	7
3－1 脆弱性評価と推進方針検討のプロセス	7
3－2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の一覧	8
3－3 リスクシナリオと総合計画の相関図	10
3－4 リスクシナリオ別の脆弱性評価と推進方針	13
第4章 計画の推進及び進捗管理	31
4－1 計画の推進及び進捗管理	31
4－2 計画の見直し	31

第1章 計画の概要

1-1 策定の背景と目的

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模自然災害等が発生しても、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済を守り、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化の取組を推進するため、平成25（2013）年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を公布・施行しました。また、平成26（2014）年6月には、基本法に基づき国土の強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）を策定し、また、新潟県においては、平成28（2016）年3月に国基本計画との調和を図りながら「新潟県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）を策定するなど、国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けた取組を進めているところです。

このような中、災害時において住民の生命及び生活を守るとともに、被害の低減を図り、最悪のリスクを回避する災害に強いまちづくりの推進が必要になっていることから、国の動向を踏まえつつ、大規模自然災害等が起こっても機能不全に陥らない、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりを推進するため、「阿賀野市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

■ 國土強靱化とは

大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進することです。

■ 地域防災計画との違い

- 「防災」は、基本的には、地震や洪水などの「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」をとりまとめもので、阿賀野市地域防災計画では「風水害対策編」「震災対策編」「個別災害対策編」のリスクごとに計画が立てられています。
- 一方、国土強靱化は、リスクごとの対応をまとめるものではなく、①あらゆるリスクを見据えつつ、②どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていくものです。
- そのため、強靱化の計画は、あらゆるリスクを想定しながら「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を明らかにし、最悪の事態をもたらさないリスクを減らすために事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチから、強靱な仕組みづくり、国づくり、地域づくりを平時から持続的に展開する強靱化の取組の方向性・内容をとりまとめたものです。

◆ 國土強靱化地域計画と地域防災計画との関係イメージ

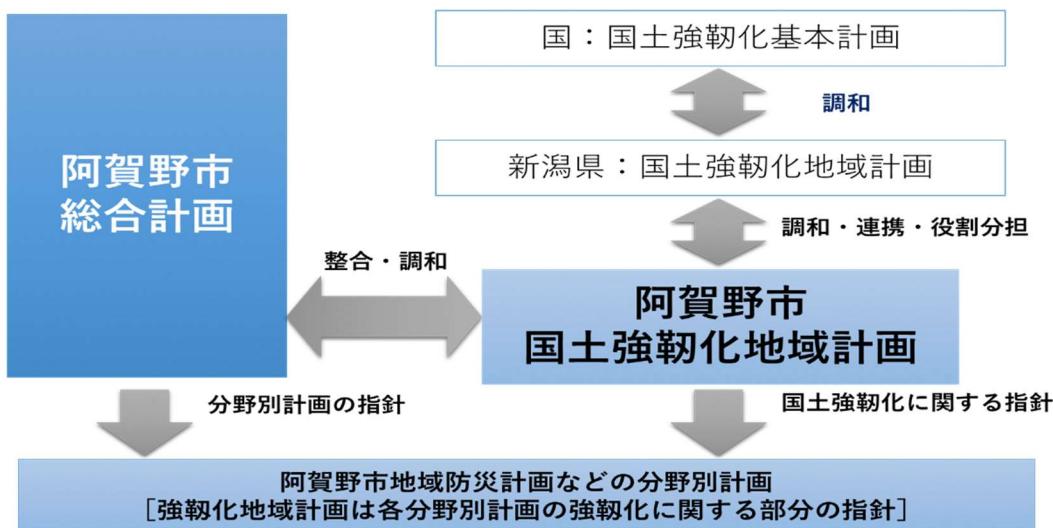
	國土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	自然災害全般を想定し 地域社会の強靱化	災害の種類ごとの発生時の 対応力の強化
対象フェーズ	災害発生前	災害発生時・発生後も含む
施策の設定方法	人命保護や被害最小化などを図る ため、最悪の事態を回避する施策	予防・応急・復旧などの 具体的対策
施策の重点化・指標	○	-

1－2 計画の位置づけ

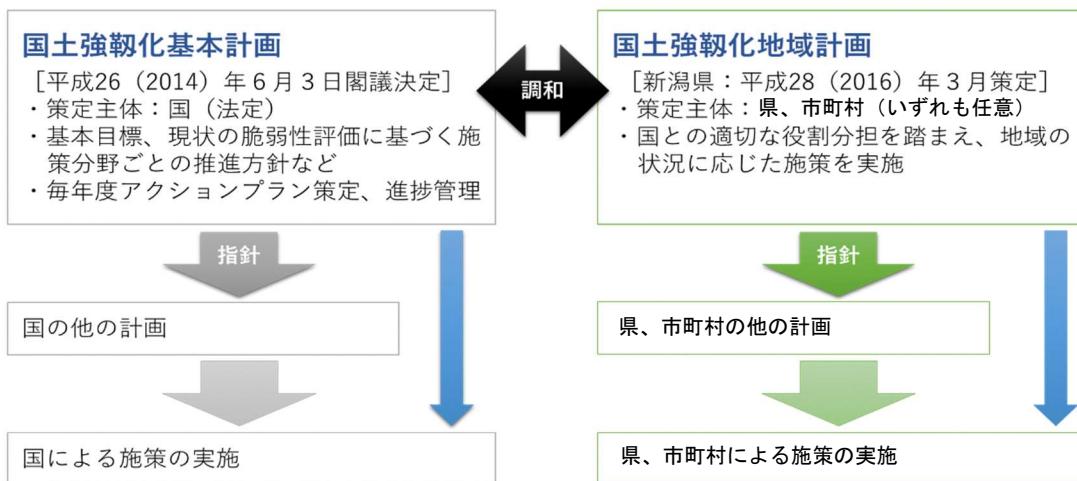
本計画は、基本法第13条に基づき策定する「地域計画」であり、本市における国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的にするための指針となる計画です。

そのため、県地域計画が、本市を包含する県土全域に係る計画であることを踏まえ、同計画との調和を保つとともに、市政の基本方針である「阿賀野市総合計画」や、災害対策基本法に基づき策定した「阿賀野市地域防災計画」等とも整合・連携を図りながら、国土強靭化に関して、本市における様々な分野の計画等の指針となるものです。

■ 国土強靭化地域計画と関連計画の位置づけ



■ 国土強靭化基本計画及び国土強靭化地域計画の関係



【基本法第13条（国土強靭化地域計画）】

都道府県又は市町村は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靭化地域計画」という。）を、国土強靭化地域計画以外の国土強靭化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

【基本法第14条（国土強靭化地域計画と国土強靭化基本計画との関係）】

国土強靭化地域計画は、国土強靭化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

1－3 計画の構成

国土強靭化地域計画では、本市の災害想定や脆弱性評価と推進方針を示します。脆弱性を低減するために取り組む具体的な事業及び改善すべき指標については、別冊の国土強靭化地域計画＜実施計画編＞に記載します。なお、国土強靭化地域計画＜実施計画編＞は、必要に応じて、年次更新を行います。



1－4 計画期間

本計画は、令和2（2020）年度を初年度とした計画とします。

また、国土強靭化地域計画は、阿賀野市総合計画との整合・連携の観点から、総合計画の計画期間と連動させて策定することを基本とします。

ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

	R2 年度	R3～R6 年度（4 年間）	R7 年度～
総合計画	現計画 (前期基本計画) 期間	現計画 (後期基本計画) 期間	次期総合計画期間
阿賀野市国土強靭化地域計画	第1期		第2期
阿賀野市国土強靭化地域計画 <実施計画編>	必要に応じて、毎年見直し（事業の追加等）		

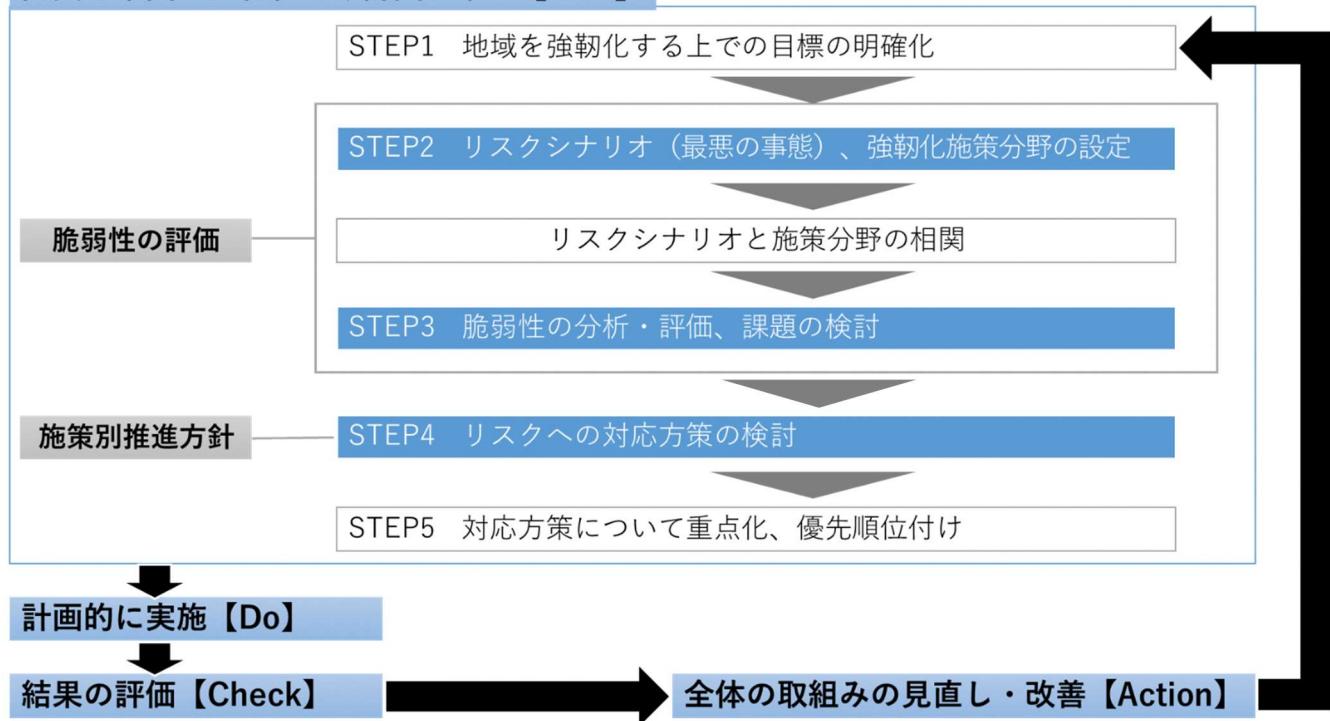
1－5 計画策定の進め方

強靭化の施策を総合的・計画的に推進するため、地域計画策定に関する国の指針「国土強靭化地域計画策定ガイドライン」を参考に、以下の手順により策定を行います。

■計画策定の手順

- STEP 1 地域を強靭化するまでの目標の明確化
- STEP 2 リスクシナリオ（最悪の事態）の設定、強靭化施策分野の設定
- STEP 3 脆弱性の分析・評価、課題の検討
- STEP 4 リスクへの対応方策の検討
- STEP 5 対応方策について重点化、優先順位づけ

阿賀野市国土強靭化地域計画の策定【Plan】



第2章 本計画の基本的考え方

国基本計画及び県地域計画との整合・調和を図るため、国が掲げる4つの「基本目標」と8つの「事前に備えるべき目標」を設定して取り組みます。

2-1 基本目標

- I. 人命の保護が最大限に図られること
- II. 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III. 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- IV. 迅速な復旧・復興を可能にすること

2-2 事前に備えるべき目標

- i 直接死を最大限防ぐ
- ii 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- iii 必要不可欠な行政機能は確保する
- iv 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- v 経済活動を機能不全に陥らせない
- vi ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- vii 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- viii 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

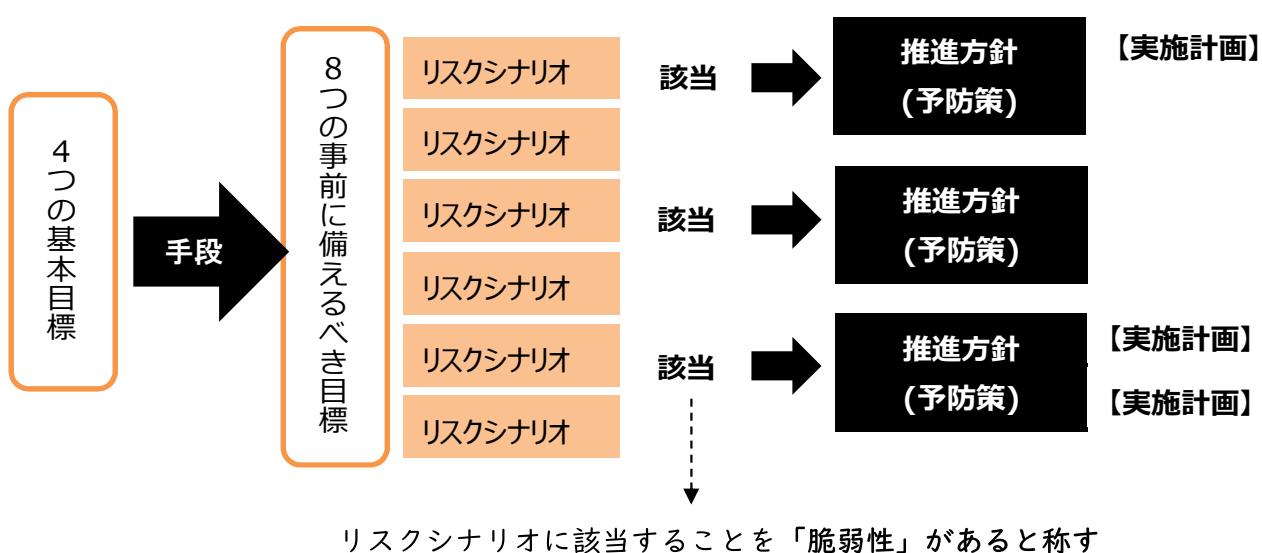
2-3 想定する自然災害

住民生活や経済活動に影響を及ぼすリスクとしては、大規模な事故やテロ等も想定されますが、本計画では、本市における過去の災害被害及び国基本計画や県地域計画を踏まえ、大規模自然災害全般を想定しています。

2-4 リスクマネジメントによるアプローチ

8つの事前に備える目標達成に向けて、起きてはならない事態をリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）として設定します。そのリスクシナリオについて、本市が「該当するか」を明らかにして、最悪の事態に至らないために事前に取り組むべきことを検討するリスクマネジメントのアプローチで計画を策定します。このプロセスを国の「国土強靭化地域計画策定ガイドライン」では、「脆弱性の分析・評価」と称します。

なお、リスクシナリオに該当する項目、つまり脆弱性があるリスクシナリオについて、当該項目で示された最悪の事態を回避・軽減するための推進方針や予防策を整理することとなります。地域との調整、財源の確保、県との調整等により、すべての予防策をただちに実施することは不可能です。そのため、実現可能性と影響度を踏まえた実施計画（別冊）を別途設定して取組を推進することとし、実施計画は、災害状況や財源状況等を踏まえ適宜見直しを行います。



※本計画は、国が設定した45のリスクシナリオをベースに、本市独自の1シナリオを追加した46のリスクシナリオで策定します。

2-5 総合計画との連携を踏まえた記載方法

本市は、総合計画を基軸とした行政経営に取り組んでいます。そのため、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）への推進方針（予防策）が、総合計画の施策体系のどこに該当するかを明確にしたかたちで計画を記載します。

		総合計画での該当分野			
		政策No.	施策No.	基本事業NO.	基本事業名称
直接死を防ぐ	リスクシナリオ1	01	01	02	◎◎の充実
		04	02	01	◎◎の推進
	リスクシナリオ2				
	リスクシナリオ3				

リスクシナリオ1への対応を
総合計画のどの施策・基本事業で
対応するかを明確にする

第3章 脆弱性評価と推進方針

3-1 脆弱性評価と推進方針検討のプロセス

本計画では、国が設定した45のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）をベースに、本市として重要と思われる本市独自の1シナリオを追加した46項目のリスクシナリオを設定し、当該項目のリスクシナリオに該当するかの脆弱性評価と分析を行い、推進方針（予防策）を検討しています。

なお、国が設定したリスクシナリオは、国全域を想定した内容であることから、基礎自治体である本市に該当しない、あるいは、権限がないと思われるリスクシナリオについては、脆弱性評価項目に該当しないと判断し、本計画に記載していません。

なお、脆弱性評価の表記にあたっては、総合計画との関係性を明らかにするために、リスクシナリオ毎に該当する総合計画の施策体系を明示しています。

1. 脆弱性の評価（「現状」と「課題」）

設定したリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）について

- ①耐震化等の予防策の実践状況や計画を把握

※事務事業として推進、計画している場合は、該当事業名称と内容を確認

- ②リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）回避への対応力についての脆弱性を評価



2. 推進方針（予防策、対策の方向性）

「脆弱性評価」を踏まえ、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）単位で、

取り組むべき推進方針（予防策、対策の方向性）を設定

※総合計画の施策体系単位で推進方針を記載

別冊として整理



3. 実施計画（具体的な目標、事業計画）

推進方針（予防策、対策）の進捗状況を把握し、計画的に推進するため、目指すべき努力目標であるKPI（重要業績指標）を設定

※KPIの設定……①総合計画の成果指標

②事務事業の活動指標又は成果指標

3-2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の一覧

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	<国> 起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		短縮表記	【参考】 新潟県 リスク番号 ※1
直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	倒壊による死傷者発生	1-1
	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	火災による死傷者発生	1-2
	1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	津波による死傷者発生	1-3
	1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	浸水での死傷者発生	1-4
	1-5	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生	土砂災害での死傷者発生	1-5
	1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	雪による死傷者発生	1-6
	1-a	住民の避難行動が迅速に行われないことに伴う多数の死傷者の発生	避難行動の遅れによる死傷者発生	
保健行救する康わ助る・れ・避る救難と急、生と活も医環境に療境、活動を被動確災が実者迅に等速確のに	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	被災地への食料、物資の供給停止	2-1
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	孤立地域の発生	2-2
	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	救助・救急活動の絶対的不足	2-3
	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	帰宅困難者の発生、混乱	2-5
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	医療・保健・福祉機能の麻痺	2-4
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	疫病・感染症等の大規模発生	2-6
	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	被災者の避難所での健康状態悪化	2-7
保行必ず政要る機不可は欠確な	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	警察機能の大幅な低下	3-1
	3-2	首都圏等での中央官庁機能の機能不全		
	3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	市の行政機能の大幅な低下	3-2、3-3
るサ通必一信要ビ機不 ^可 は・欠確情な保報情す報	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	通信インフラの麻痺・機能停止	4-1
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	テレビ・ラジオ放送の中止等	4-2
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	災害情報の収集・伝達の機能停止	4-3
経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下(サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下)	サプライチェーンの寸断	5-1
	5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	エネルギー供給の停止による社会経済活動等の停滞	5-2
	5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	重要産業施設の損壊	5-3
	5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響	海上輸送機能の停止	5-4
	5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響(基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止)	基幹的陸上海上交通の停止	5-5
	5-6	複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響(空路の機能停止)	空港の被災	
	5-7	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響	金融・郵便等の機能停止	5-6
	5-8	食料等の安定供給の停滞	食料等の安定供給停滞	5-7
	5-9	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	異常渇水での生産活動停滞	5-8

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	<国> 起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)			短縮表記	【参考】 新潟県 リスク番号 ※1
6 ににワ関ラ 復留・連イ 旧めク施フ さる等設ラ せとのイ ると被交ン も害通 にをネ燃 、最ツ料 早小ト供 期限給	6-1	電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	6-1	ライフラインの長期間機能停止	6-1
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	6-2	上水道の長期間停止	6-2
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	6-3	汚水処理機能の長期間停止	6-3
	6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	6-4	地域交通の長期間機能停止	6-4
	6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	6-5	防災インフラの長期間機能不全	6-5
7 災制 害御 を不 發能 生な さ複 せ合 な災 い害 ・二 次	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	7-1	市街地大規模火災の発生	7-1
	7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	7-2	臨海部の広域複合火災の発生	7-2
	7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	7-3	沿道建物の倒壊、陥没	7-3
	7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	7-4	ため池、防災施設の損壊・機能不全	7-4
	7-5	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	7-5	有害物質の拡散・流出	7-5
	7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃	7-6	農地・森林等の被害	7-6
8 姿社会 復・興 で経 きが る迅 条件か をつ整 前す より強 鞏な	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	8-1	災害廃棄物の処理の停滞	8-1
	8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	8-2	復興への人材不足	8-2
	8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	8-3	広域地盤沈下での復興遅延	8-3
	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	8-4	有形・無形文化の衰退・損失	8-4
	8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	8-5	各種整備遅延による復旧・復興への障害	8-5
	8-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響	8-6	風評被害、生産力の回復遅れ	8-6

※1 新潟県国土強靭化地域計画におけるリスクシナリオとの対応

- ・ - a は、国のリスクシナリオにない独自のリスクシナリオ
- ・ 網掛け部分は、本市での脆弱性評価に該当しない項目

3-3 リスクシナリオと総合計画の相関図

リスクシナリオと総合計画（後期基本計画）との関係を以下のとおり示します。

国のリスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) ※短縮表記			総合計画での該当分野		
	政策番号	施策番号	基本事業番号	基本事業名称	
1-1 倒壊による死傷者発生	02	01	01	妊娠婦・乳幼児・保護者の交流と不安軽減	
	02	01	02	多様な保育サービスの充実	
	02	01	03	放課後の多様な過ごし方の提供	
	02	02	03	教育環境の確保	
	03	01	05	介護サービスの質と量の充実	
	03	02	01	自立支援サービスの推進	
	03	02	02	地域生活支援の基盤づくり	
	05	01	03	家屋の適正管理	
	06	02	02	学習機会の提供と生涯学習施設の利用促進	
	06	02	03	スポーツに触れ合う機会の提供とスポーツ施設の利用促進	
	07	01	04	公共施設等のマネジメントの推進	
1-2 火災による死傷者発生	01	05	01	防火意識の向上	
	01	05	02	消防団体制の強化	
	01	05	03	救命率の向上	
	01	05	04	消防力の整備	
	02	01	01	妊娠婦・乳幼児・保護者の交流と不安軽減	
	02	01	02	多様な保育サービスの充実	
	02	01	03	放課後の多様な過ごし方の提供	
	02	02	03	教育環境の確保	
	03	01	05	介護サービスの質と量の充実	
	03	02	01	自立支援サービスの推進	
	03	02	02	地域生活支援の基盤づくり	
	05	01	04	公園の維持管理と整備充実	
1-3 津波による死傷者発生	01	04	01	防災減災意識の向上	
	01	04	99	防災減災体制の充実の総合推進	
	01	04	01	防災減災意識の向上	
1-4 浸水での死傷者発生	01	04	02	地域防災力の強化	
	01	04	05	治水対策の推進	
	05	02	01	市外へのアクセス向上	
	05	02	02	生活道路の維持管理と整備充実	

国のリスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) ※短縮表記		総合計画での該当分野		
		政策番号	施策番号	基本事業番号
1-5	土砂災害での死傷者発生	01	04	01 防災減災意識の向上
		01	04	02 地域防災力の強化
		01	04	99 防災減災体制の充実の総合推進
		04	01	99 農業の振興の総合推進
		05	01	02 適正な開発の促進
1-6	雪による死傷者発生	01	03	02 地域で見守り合う仕組みづくり
		03	01	04 日常生活の支援
		05	01	03 家屋の適正管理
		05	02	03 効率的な除排雪の推進
1-a	避難行動の遅れによる死傷者発生	01	03	02 地域で見守り合う仕組みづくり
		01	04	01 防災減災意識の向上
		01	04	02 地域防災力の強化
		01	04	03 災害情報伝達力の向上
		07	01	04 公共施設等のマネジメントの推進
2-1	被災地への食料、物資の供給停止	01	04	01 防災減災意識の向上
		01	04	02 地域防災力の強化
		01	04	04 災害時対応力の向上
		05	01	01 交流拠点としての「道の駅（仮称）あがの」の推進
		05	02	01 市外へのアクセス向上
		05	02	02 生活道路の維持管理と整備充実
		05	02	04 橋りょうの長寿命化
2-3	救助・救急活動の絶対的不足	01	05	03 救命率の向上
		01	05	04 消防力の整備
2-5	医療・保健・福祉機能の麻痺	01	01	01 あがの市民病院の機能強化
		01	01	02 各医療機関の機能分担の強化
		05	02	02 生活道路の維持管理と整備充実
2-6	疫病・感染症等の大規模発生	01	02	99 健康づくりの総合推進
		01	04	04 災害時対応力の向上
2-7	被災者の避難所での健康状態悪化	01	04	04 災害時対応力の向上
		02	01	01 妊産婦・乳幼児・保護者の交流と不安軽減
		02	01	03 放課後の多様な過ごし方の提供
		02	02	03 教育環境の確保
		03	01	05 介護サービスの質と量の充実
		03	02	01 自立支援サービスの推進
		03	02	02 地域生活支援の基盤づくり
		06	02	03 スポーツに触れ合う機会の提供とスポーツ施設の利用促進

国のリスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)※短縮表記		総合計画での該当分野			
		政策番号	施策番号	基本事業番号	基本事業名称
3-3	市の行政機能の大幅な低下	01	04	04	災害時対応力の向上
		07	01	04	公共施設等のマネジメントの推進
		07	02	08	情報システムの適切な管理
		07	02	99	適切な事務執行とサービスの提供の総合推進
4-1	通信インフラの麻痺・機能停止	01	04	03	災害情報伝達力の向上
4-3	災害情報の収集・伝達の機能停止	01	04	03	災害情報伝達力の向上
		06	04	01	広報・広聴活動の充実
5-1	サプライチェーンの寸断	04	02	01	魅力的な働き場の維持・増加
		04	02	04	事業所の経営安定化
5-8	食料等の安定供給停滞	04	01	01	収益を向上させる農業経営
		04	01	03	意欲のある農業者の育成
		04	01	04	地域循環の創出
		05	01	01	交流拠点としての「道の駅（仮称）あがの」の推進
6-2	上水道の長期間停止	05	04	01	安定供給の推進
6-3	汚水処理機能の長期間停止	05	05	01	汚水処理施設の整備と接続の促進
		05	05	02	汚水処理施設の維持管理の推進
7-4	ため池、防災施設の損壊・機能不全	04	01	99	農業の振興の総合推進
7-6	農地・森林等の被害	04	01	01	収益を向上させる農業経営
8-1	災害廃棄物の処理の停滞	05	06	04	ごみ処理体制の適正化
8-2	復興への人材不足	01	04	02	地域防災力の強化
		01	04	04	災害時対応力の向上
		06	01	01	自治会活動の活性化
		06	01	02	市民活動の活性化
8-4	有形・無形文化の衰退・損失	06	02	04	文化財の保護・活用
8-5	各種整備遅延による復旧・復興への障害	01	04	04	災害時対応力の向上
		05	01	03	家屋の適正管理

3－4 リスクシナリオ別の脆弱性評価と推進方針

国が設定した 45 のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）をベースに、本市として重要と思われる本市独自の 1 シナリオを追加した 46 項目のリスクシナリオのうち、本市に該当するものについての脆弱性評価の結果及び推進方針を以下に記載しています。

なお、記載にあたっては、総合計画との関係性を明らかにするために、リスクシナリオ毎に該当する総合計画の施策体系を明示しています。

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

1-1-1

【脆弱性評価】 市の公共施設については、避難所となる施設の耐震化が終了していますが、一部で耐震基準を満たしていない施設があります。

【推進方針】 耐震基準を満たしている公共施設については、適切な維持管理と長寿命化対策を推進していきます。

また、未耐震の公共施設については、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画に従い、全体の公共施設保有量を踏まえて、計画的に耐震化を進めています。

関連施策

- 02-01-01 妊産婦・乳幼児・保護者の交流と不安軽減
- 02-01-03 放課後の多様な過ごし方の提供
- 02-02-03 教育環境の確保
- 06-02-02 学習機会の提供と生涯学習施設の利用促進
- 06-02-03 スポーツに触れ合う機会の提供とスポーツ施設の利用促進
- 07-01-04 公共施設等のマネジメントの推進

1-1-2

【脆弱性評価】 民間の社会福祉施設等（こども園・保育園、介護保険施設等高齢者施設及び障がい者施設等）、私立幼稚園の一部については、耐震基準を満たしていない施設や老朽化が進んでいる施設があります。

【推進方針】

耐震基準を満たしていない、又は老朽化が進む民間の社会福祉施設、私立幼稚園等に対して、耐震化と予防保全の必要性や補助制度の周知・啓発を行い、国、県の補助金活用による計画的な補強整備を支援します。

関連施策

- 02-01-01 妊産婦・乳幼児・保護者の交流と不安軽減
- 02-01-02 多様な保育サービスの充実
- 02-01-03 放課後の多様な過ごし方の提供
- 03-01-05 介護サービスの質と量の充実
- 03-02-01 自立支援サービスの推進
- 03-02-02 地域生活支援の基盤づくり
- 05-01-03 家屋の適正管理

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

1-2-1

【脆弱性評価】 市の公共施設の防火・消火設備については、法令に基づいて設置するとともに、法定点検を実施し、火災時に機能するように維持管理を行っています。

【推進方針】 公共施設の防火・消火設備については、引き続き法定点検を実施して、点検結果に基づいた適切な修繕を行っていきます。

老朽化が進んだ設備については、必要に応じてより安全性の高い設備への更新を検討していきます。

- 関連施策**
- 02-01-01 妊産婦・乳幼児・保護者の交流と不安軽減
 - 02-01-03 放課後の多様な過ごし方の提供
 - 02-02-03 教育環境の確保

1-2-2

【脆弱性評価】 民間の社会福祉施設等（こども園・保育園、介護保険施設等高齢者施設及び障がい者施設等）、私立幼稚園については、法律に基づいた防火・消火設備を設置し、点検を行っています。

【推進方針】 民間の社会福祉施設、私立幼稚園等に対して、防火・消火設備、避難等に関する建物や設備の改修に関する補助制度の周知・啓発を行い、国県の補助金活用による防災機能整備を支援します。

- 関連施策**
- 02-01-01 妊産婦・乳幼児・保護者の交流と不安軽減
 - 02-01-02 多様な保育サービスの充実
 - 02-01-03 放課後の多様な過ごし方の提供
 - 03-01-05 介護サービスの質と量の充実
 - 03-02-01 自立支援サービスの推進
 - 03-02-02 地域生活支援の基盤づくり

1-2-3

【脆弱性評価】 住宅用火災警報器等の防火機器の設置及び維持管理については、広報紙等による啓発活動を行っています。

また、地域や学校での防火・消火訓練を通して、初期消火や適切な避難方法について周知しています。

事業所等に対する立入検査や訓練等の実施を通じて火災発生リスクを低減しています。

【推進方針】 広報紙や、地域に出向いた啓発活動等を通じた住宅用防火機器等の設置促進に加え、高齢者世帯への取付作業の支援や火災時に機能するよう維持管理の周知に努めます。

地域や学校での防火・消火訓練を実施し、火災時に訓練で習った内容を実践できる市民の増加を目指します。

事業所等に対する立入検査を定期的に実施し、火災危険箇所の排除を指導します。

- 関連施策**
- 01-05-01 防火意識の向上

1-2-4

【脆弱性評価】 消防車両及び救急車両等の資機材については、消火や救命に支障がないように、適切な維持管理を行っています。

消火栓や防火水槽等の消防水利設備については、点検を行うとともに、必要に応じた補修改修を実施し、火災時に機能するよう努めています。

【推進方針】

消防・救急車両等の資機材の適切な維持管理に加え、計画的な更新を行っていきます。消火栓や防火水槽等の消防水利設備の点検と補修改修を引き続き実施していきます。

関連施策

01-05-03 救命率の向上

01-05-04 消防力の整備

1-2-5

【脆弱性評価】 消防団については、資機材の提供及び補助並びに、必要に応じた更新、教育及び訓練の支援を行い、機能を維持できるよう努めています。

一方で、各部の充足率に開きがあり、一部では持続性が課題となっています。

【推進方針】

消防団の活動環境の整備や、計画的な装備品等の整備を行うとともに、時代に合わせた消防団のあり方を検討していきます。

関連施策

01-05-02 消防団体制の強化

1-2-6

【脆弱性評価】 火災発生時の迅速な消火活動や、避難の妨げとなる狭隘道路や行き止まりの解消と、延焼を防ぐための空間（公園等）を確保することが求められます。

【推進方針】

火災被害拡大の抑制や、安全な避難行動ができるようにするために、一定の幅員がある避難路（道路）整備や避難場所となる公園等の確保など、市街地における防災性の向上を図る取組を推進します。

関連施策

05-01-04 公園の維持管理と整備充実

05-02-02 生活道路の維持管理と整備充実

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

1-3-1

【脆弱性評価】 福島潟放水路を越上した津波が新井郷川又は福島潟に流入し、あふれることによって、一部の農地において浸水することが想定されています。

浸水域に人家等は含まれていませんが、避難対象区域を定めるとともに、津波発生における避難所の指示を行っています。

【推進方針】

想定される避難対象区域や規模について、当該市民が正しい避難行動ができるよう啓發に努めます。

関連施策

01-04-01 防災減災意識の向上

01-04-99 防災減災体制の充実の総合推進

1-4 突發的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

1-4-1

【脆弱性評価】 最新の基準による予測では、越水や堤防決壊により、広い範囲で浸水が想定されます。河川から離れていても低地においては浸水深が高くなり、危険となります。

浸水想定区域図を記した洪水ハザードマップを全戸配布し、避難経路や指定緊急避難場所・指定避難所の周知と、平常時からの備蓄食料等の準備を啓発しています。

【推進方針】

想定される浸水域や規模について、市民が洪水ハザードマップを確認し、河川の氾濫や決壊が予想される際の最適な避難行動ができるよう啓発に努めます。

また、学校や勤務先、作業場所がどの程度浸水するかを、日常的に意識するとともに、適切な避難判断や避難行動に結びつくよう、電柱等に想定浸水深を表示した洪水ハザードマークの取付けを行っていきます。

関連施策

01-04-01 防災減災意識の向上

01-04-02 地域防災力の強化

1-4-2

【脆弱性評価】 河川氾濫の危険を考慮した避難行動にあたっては、自動車、自転車、歩行者等が安全かつ迅速に避難できる道路の確保が必要です。

また、大雨時には浸水による道路冠水や、アンダーパスでの自動車の水没による被害の恐れがあります。

【推進方針】

自動車、自転車、歩行者等が安全かつ迅速に安全な地域まで移動できる避難路としての道路整備や道路ネットワーク構築を国、県と協力して行っています。また、浸水を防ぎ、一時避難場所としての機能を道路が担う道路構造の整備も必要に応じて推進します。

浸水被害防止を図るため、道路排水路施設の適切な維持管理や整備による排水機能強化を図ります。

また、アンダーパスの通行車両に危険性を示す仕組み等の導入を検討します。

関連施策

05-02-01 市外へのアクセスの向上

05-02-02 生活道路の維持管理と整備充実

1-4-3

【脆弱性評価】 近年、全国的にも大規模河川が氾濫する風水害が発生しています。

市内の主要河川においては、河川改修や治水対策を行った箇所であっても、損傷の確認や新たな被害想定に基づく追加対策等の検討が必要です。

【推進方針】

国、県が実施する河川改修事業の促進を図るために働きかけ、市内河川の損傷箇所の補強改修や流下能力の不足が解消されるよう努めます。

また、排水橈門等の老朽化対策や、市が行うべき河川、河川管理施設及び水路の整備を必要に応じて実施します。

関連施策

01-04-05 治水対策の推進

1-5 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

1-5-1

【脆弱性評価】 山間地や急傾斜地周辺にも集落が散在する本市では、土砂災害の被害を受ける恐れのある地区が多く存在します。市では、土砂災害（特別）警戒区域を記した土砂災害ハザードマップを該当世帯へ配布し周知するとともに、土砂災害警戒区域等が含まれる自治会の世帯には、防災行政無線戸別受信機を設置し、迅速な避難行動ができるような対策を講じています。

【推進方針】 想定される土砂災害について、市民が土砂災害ハザードマップを確認し、適切な避難行動ができるよう引き続き啓発に努めます。また、避難時の情報伝達体制の整備を図るとともに、防災塾や出前講座を通じて防災意識向上の啓発を行っていきます。

関連施策 01-04-01 防災減災意識の向上

01-04-02 地域防災力の強化

01-04-99 防災減災体制の充実の総合推進

1-5-2

【脆弱性評価】 土砂災害被害防止のため、急傾斜地などの土砂崩れの防止対策工事を県主体で進めています。

【推進方針】 国、県が実施する砂防対策や土砂災害危険箇所対策の促進を図っていきます。

関連施策 01-04-99 防災減災体制の充実の総合推進

04-01-99 農業の振興の総合推進

1-5-3

【脆弱性評価】 地震等による災害の発生が予測される大規模盛土造成地について、国土交通省が定める「大規模盛土造成地の変動予測調査ガイドライン」に基づき調査を完了しています。

【推進方針】 既存の造成宅地において、該当する大規模盛土造成地は存在しない状況ですが、引き続き定期的に調査を行い、滑動崩落のおそれがある造成地が判明した場合には、適切な対応を行い、被害の軽減を図ります。

関連施策

05-01-02 適正な開発の促進

1-5-4

【脆弱性評価】 土砂災害の防止や被害軽減を図るために、間伐、植林等の森林整備を促進する必要があります。

【推進方針】 民有林、人工林の適切な管理及び整備促進のため、森林経営管理制度を通じた未整備森林の集積並びに整備に必要なインフラの維持管理に努めます。

関連施策 04-01-99 農業の振興の総合推進

1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

1-6-1

【脆弱性評価】 降雪期間において、凍結等に起因する重大な交通事故の防止、または食料、燃料等の必要物資の調達に支障がないように、市内の主要道路や生活道路には消融雪施設を設置、維持管理しています。

しかし、近年の想定を上回る降雪や、施設設備の老朽化等によって、消融雪設置区域においても豪雪時には、重機による除雪が必要であり、民間事業者等に持続的な除雪体制の維持が求められます。

【推進方針】

消融雪施設の設置及び維持管理や改修を継続的に実施するとともに、道路除排雪等に対する十分な財政支援を国等へ要望していきます。豪雪及び暴風雪による交通途絶等を避けるため、必要に応じて、雪崩、地吹雪等の防雪施設整備を推進していきます。

また、事業者への除排雪業務の委託や、除雪用重機のオペレーター確保や事業者への委託、除雪用重機の確保や更新等の市内の除排雪体制の維持を官民連携で行っていきます。

関連施策 05-02-03 効率的な除排雪の推進

1-6-2

【脆弱性評価】 家屋周辺や屋根の除雪作業における事故が想定されます。

現在、高齢者等の除雪作業を行うことが困難な市民に対して除雪作業の支援を行っています。

【推進方針】

除雪作業を行うことが困難な市民に対し、市又は関係団体による除雪作業の支援を継続して実施していきます。

関連施策 01-03-02 地域で見守り合う仕組みづくり
03-01-04 日常生活の支援

1-6-3

【脆弱性評価】 大量の降雪があっても、管理不全な空き家があった場合には、大雪による住宅等が倒壊する危険性に加え、屋根の雪が歩行者や隣家に落雪して死傷する危険性があります。

【推進方針】

市民の安全・安心を確保するために、周辺の除雪や屋根等の雪下ろしがされていない管理不全空き家については、所有者への安全管理対策の必要性を注意喚起し、倒壊の恐れがある場合は所有者に代わって除却を検討していきます。

関連施策 05-01-03 家屋の適正管理

1-a 住民の避難行動が迅速に行われないことに伴う多数の死傷者の発生

1-a-1

【脆弱性評価】 市施設の指定管理者との契約は「指定管理者制度運用ガイドライン」に基づき、関係法令の遵守が明記されています。このため、消防法に基づく避難訓練等の実施をすべての施設に求めていますが、災害時の避難の遅延又は市との連携不足がないように努めていく必要があります。

【推進方針】 指定管理者には「指定管理者制度運用ガイドライン」に基づき、避難訓練・防災訓練の実施を義務化して、指導を行っていきます。

関連施策 07-01-04 公共施設等のマネジメントの推進

1-a-2

【脆弱性評価】 災害時に支援が必要となる避難行動要支援者を把握するための名簿を作成しています。

【推進方針】 避難行動要支援者や支援する人に確実に情報が伝達され、避難が迅速に行われるよう、引き続き、避難行動要支援者名簿を毎年更新することと合わせ、地域における個別の避難支援計画の作成に向けて取組を進めています。

関連施策 01-04-01 防災減災意識の向上
01-04-02 地域防災力の強化

1-a-3

【脆弱性評価】 災害時の情報伝達では防災行政無線のほか、市ホームページや、安全安心メール、戸別受信機、携帯電話会社の緊急速報などで多重化を行い、避難情報を取得できるように努めていますが、登録型の伝達手段については、登録数の増加が重要となります。

【推進方針】 安全安心メールの登録率向上に加え、SNS等、市民が身近に利用するコミュニケーションツールの活用を検討し、多くの市民に確実に情報が届く仕組みを検討します。

関連施策 01-04-01 防災減災意識の向上
01-04-03 災害情報伝達力の向上

1-a-4

【脆弱性評価】 地域による自主防災組織等は多くの地域で結成されています。しかし、活動内容に差が見られるため、災害時の運用に不安な面もあります。

【推進方針】 自治会等での自主防災組織の組織率向上に加え、災害時の運用で機能するような活動への取組支援を行っていきます。
市主催の防災訓練の継続的実施や自主防災組織での防災訓練の実施を支援し、迅速な避難行動の啓発に努めます。

関連施策 01-03-02 地域で見守り合う仕組みづくり
01-04-01 防災減災意識の向上
01-04-02 地域防災力の強化

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

2-1-1

【脆弱性評価】 各家庭での非常用持ち出し品の準備や食料、飲料水等の備蓄をするよう継続的な啓発をしています。しかし、発災直後から救援物資が届くまでの備えが全世帯には整っていない状況です。

【推進方針】 各家庭での最低3日間分（推奨1週間分）の食料、飲料水及び生活必需品の備蓄の必要性について啓発し、家庭での備蓄率向上を目指します。

関連施策 01-04-01 防災減災意識の向上
01-04-02 地域防災力の強化

2-1-2

【脆弱性評価】 災害備蓄計画を策定し、想定する避難者数の3食分の食料・飲料水の備蓄を計画的に進めています。
また、主要避難所に分散配備を行っており、迅速な対応ができるようにしています。

【推進方針】 災害備蓄計画に基づき、食料、飲料水、燃料や電源等の物資等の備蓄を計画的に進め、備蓄や保管場所についても、引き続き各避難所等で即時に利用及び供給できるような適正配置を行います。

市の備蓄で対応できない物資については、民間事業者との支援協定の維持や、更なる協定締結先の拡大により、緊急調達体制を確保します。また、受援体制についても、災害受援計画を隨時見直し、その時々に見合ったものにしていきます。

関連施策 01-04-04 災害時対応力の向上

2-1-3

【脆弱性評価】 災害時に大型車が通るための道路拡幅や補修及び改良並びに橋りょうの補修・改修が必要です。
また、市内の多くの地区で無電柱化が実施されていないことから、電柱倒壊により、緊急輸送路及び重要施設への支援ルートが途絶される恐れがあります。
なお、災害時に、物資を円滑に輸送する市外との基幹道路の多重化については、阿賀野バイパスの全線開通を待つ状況です。

【推進方針】 道路・橋りょうの日常点検や法定点検に基づき長寿命化対策や耐震性を高める整備を推進し、電線類の地中化について検討を進めます。

また、緊急輸送道路沿線に、支援・救援の中継地として、物資運搬車両が駐車や搬送が行える拠点（道の駅、都市公園）の整備を行うことで、防災や災害情報共有といった災害応急対応施設としての活用を図ります。

市外との道路ネットワーク形成については、道路新設事業や道路拡幅などの改良事業を、引き続き国、県と協力して着実に推進していきます。

関連施策 05-01-01 交流拠点としての「道の駅（仮称）あがの」の推進

- 05-02-01 市外へのアクセス向上
- 05-02-02 生活道路の維持管理と整備充実
- 05-02-04 橋りょうの長寿命化

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

2-3-1

【脆弱性評価】 消防施設の耐震化は終了しており、消防隊員数は、年間の出動状況を踏まえた確保に努めています。救急隊員については、救急車出動時に、救急救命士1名が乗車できる体制が確保されていますが、被災により隊員が欠けた場合等に備えた、救急救命士の育成が必要です。

【推進方針】 消防隊員及び救急隊員数は、年間の出動状況を踏まえた確保を行うとともに、被災により隊員が欠ける場合に備え、救急車に複数の救急救命士が乗車できるよう、引き続き救急救命士の育成を推進します。

また、消防における受援体制の強化や、通信指令機能の広域連携についても協議を進めます。

- 関連施策**
- 01-05-03 救命率の向上
 - 01-05-04 消防力の整備

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

2-5-1

【脆弱性評価】 災害時に医療活動等を継続するために、医師の確保に加え、医薬品や医療資器材等を確保する必要があります。

さらに、関係機関から医薬品等の供給を円滑に受けることができる体制を整備する必要があります。

【推進方針】 災害時の医療体制の整備は、平時から各行政機関、医療機関、医師会等の関係機関との連携強化を図り、災害時の速やかな応急医療体制の整備及び施設の対災害性の強化を推進していきます。

また、関係機関からの医薬品等の供給を円滑に受け取ることができる体制を整備していきます。

- 関連施策**
- 01-01-01 あがの市民病院の機能強化
 - 01-01-02 各医療機関の機能分担の強化

2-5-2

【脆弱性評価】 あがの市民病院等の医療機関へのアクセス道路について、一部で幅員が狭く、災害時の円滑な救護活動の妨げとなる恐れがあります。

【推進方針】 被災時の医療機関への輸送力向上や医療機関受診時の利用者の安全性確保の視点から、あがの市民病院をはじめとした医療機関へのアクセス道路の拡幅について推進します。

- 関連施策**
- 05-02-02 生活道路の維持管理と整備充実

2-5-3

【脆弱性評価】 抱点病院であるあがの市民病院は、市と指定管理者との間で「災害時の医療救護活動に関する協定書」を交わしており、災害医療の拠点となります。

事業継続計画（B C P）は策定中ですが、施設面では、耐震設計及び浸水被害対策（嵩上げ）施設として稼働しています。非常時の電源は、エレベータ（施設における全体設置数の半数）、手術室、人工呼吸器等の治療用機器の電源が確保されています。

【推進方針】

事業継続計画（B C P）の策定や、あがの市民病院防災計画及び緊急連絡体制を更新するとともに、市や県の防災訓練等に積極的に参加し、体制の維持に努めます。

災害発生時に、医療施設が機能を喪失しないように、受入れ可能な体制の維持及び施設・設備の整備、並びに必要な医療機器等の更新を計画的に進めていきます。

関連施策

01-01-01 あがの市民病院の機能強化

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

2-6-1

【脆弱性評価】 避難所等における感染症予防のための医薬品、衛生用品（マスク、消毒液等）、パーティションなどの備蓄が必要です。

また、感染症予防・食中毒予防・避難所運営支援（衛生管理・生活環境整備）を行う必要があります。

【推進方針】

避難所等における感染症予防のための医薬品、衛生用品（マスク、消毒液等）、パーティションなどの備蓄を進めます。

感染症発生状況の把握（サーベイランス）を行い、あわせて災害発生時の下水道の機能不全に備え、仮設トイレや携帯トイレ等の迅速な確保のための体制強化を図ります。

大規模自然災害等に備え、防疫業務における県との協力や、円滑な火葬業務のための体制を整備していきます。

関連施策

01-02-99 健康づくりの総合推進

01-04-04 災害時対応力の向上

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

2-7-1

【脆弱性評価】 指定避難所の耐震化は完了しており、トイレについては、順次洋式化を行っています。なお、竣工後 20 年以上経過した施設について、未改修等による老朽化が進んでいる施設があります。

また、空調設備については、普通教室等は整備が終了していますが、体育館は未整備となっています。

【推進方針】

非構造部材の予防保全を行うとともに、トイレの洋式化や段差解消などのユニバーサルデザイン化を推進します。また、劣化の著しい部分の修繕や設備機器の更新等を計画的に行い、機能回復を図ります。

夏冬の災害時においては、高齢者や妊産婦など配慮を要する方は、空調設備のある避難所を利用いただき、健康面に配慮した避難生活を送るようにします。

また、体育館の空調設備の整備について、必要性の検討を進めます。

関連施策	01-04-04 災害時対応力の向上 02-02-03 教育環境の確保 06-02-03 スポーツに触れ合う機会の提供とスポーツ施設の利用促進
-------------	---

2-7-2

【脆弱性評価】 避難所でのプライベート空間の確保や感染症予防の観点から、パーティションや簡易ベッド等の精神面・衛生面・健康面に配慮した避難所備品確保を行う必要があります。

【推進方針】 避難所運営マニュアルに基づき、避難の長期化に応じた安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に配慮した避難所運営や施設環境整備を進めていきます。

関連施策	01-04-04 災害時対応力の向上
-------------	--------------------

2-7-3

【脆弱性評価】 長期の避難所生活が困難な高齢者や障がい者等の配慮を要する方の支援体制を構築する必要があります。

【推進方針】 避難所運営マニュアルに基づき、配慮を要する方の二次的避難所を確保するために、福祉避難所開設に協力いただく福祉事業者との連携を図ります。

また、福祉避難所には高齢者や障がい者等の介護のために必要な人員を配置し、資機材等を配備します。

関連施策	02-01-01 妊産婦・乳幼児・保護者の交流と不安軽減 02-01-03 放課後の多様な過ごし方の提供 02-02-03 教育環境の確保 03-01-05 介護サービスの質と量の充実 03-02-01 自立支援サービスの推進 03-02-02 地域生活支援の基盤づくり 06-02-03 スポーツに触れ合う機会の提供とスポーツ施設の利用促進
-------------	---

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-3 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

3-3-1

【脆弱性評価】

本庁舎、支所は耐震基準を満たしています。
データ管理室は、本庁舎3階に位置付けており、浸水の恐れはありません。また、データは外部のクラウドデータセンター2か所に常時バックアップを行っています。
非常用電源を確保しており、自家発電等の燃料を庁舎内に備蓄しています。
なお、業務継続のため、燃料供給事業者等からの供給体制を構築しています。

【推進方針】

本庁舎、支所とともに、安全性を維持するための予防保全を進めます。
データ管理室の防災性向上に加え、早期の復興を進めるための確実なバックアップと、災害時の住民記録をはじめとする総合行政システム等の利用を目指します。

関連施策

07-01-04 公共施設等のマネジメントの推進
07-02-08 情報システムの適切な管理

3-3-2

【脆弱性評価】

市役所施設の被災に備えた業務継続計画（B C P）を策定し、迅速な行政機能の回復が行える業務継続マネジメント（B C M）能力の向上が必要です。
大規模自然災害等の発生時には、市ののみの対応では業務継続に支障を来すことが想定されるため、非常時の応援を要請する自治体等を確保する必要があります。

【推進方針】

市の業務継続計画（B C P）の策定後、実行性を高めるため、必要な資源の確保や定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況変化に応じた見直しを行い、業務継続に必要な体制を整備します。
他の自治体等と締結している災害時の応援協定を継続及び拡大するとともに受援体制を強化していきます。

関連施策

07-02-99 適切な事務執行とサービスの提供の総合推進

3-3-3

【脆弱性評価】

職員が被災し、市役所に来られない事態を想定して、より多くの職員が初動体制を理解し、自発的に動くことができる「市職員の災害対応力」の向上が必要です。
市職員の安否や状況を即時に把握する仕組みがないため、被災時の市職員のマンパワーが不明となり、災害対応要員配置に影響を及ぼす可能性があります。

【推進方針】

職員向け災害対応訓練、図上訓練、避難所開設訓練を継続的に実施し、多くの職員が災害時に自発的に動けることを目指します。また、災害時職員初動マニュアルを定期的に見直し、業務の習熟を図ります。
市職員の安否や対応可能性を即時に把握する仕組みづくりについて検討します。

関連施策

01-04-04 災害時対応力の向上

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

4-1-1

【脆弱性評価】 防災行政無線屋外拡声子局を市内全域に配備し、非常時には遅滞なく情報の伝達ができるようになっています。

【推進方針】 利用時に不具合がないよう、適切な維持管理や更新に努めていきます。

関連施策 01-04-03 災害時情報伝達力の向上

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

4-3-1

【脆弱性評価】 防災行政無線のほか、市ホームページや登録制の安全安心メール等が避難情報や災害情報の伝達に活用可能となっています。

しかし、市ホームページや安全安心メールは、市役所の情報ネットワークが停止した場合には、発信できない状況が想定されます。

【推進方針】 市役所の情報ネットワークが停止しても、避難情報や災害情報を伝達・収集できるような仕組みを検討します。

また、SNSの活用など新たな情報伝達手段の確保を検討します。

関連施策 01-04-03 災害時情報伝達力の向上

06-04-01 広報・広聴活動の充実

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

5-1-1

【脆弱性評価】 非常時においても、企業等の活動が停滞しないように、企業等による事業継続計画（B C P）の策定を促進する必要があります。

【推進方針】 商工会をはじめとした産業支援機関と連携を図りながら、企業等の事業継続計画（B C P）策定状況について実態把握に努めるとともに、企業等が被災後、速やかに事業を再開できるよう策定について普及啓発活動を行います。

関連施策 04-02-04 事業所の経営安定化

5-1-2

【脆弱性評価】 産業集積地として発達している南関東圏、近畿圏及び東海圏との同時被災リスクが低い利点があり、生産拠点や本社機能等を補完できる可能性があります。

【推進方針】 産業集積地として発達している南関東圏、近畿圏及び東海圏が被災した場合でも、事業継続が担保できるよう、当該地域に本社機能や生産拠点をもつ企業に対して、市内への本社機能や生産拠点の移転を促進します。

関連施策 04-02-01 魅力的な働き場の維持・増加

5-8 食料等の安定供給の停滞

5-8-1

【脆弱性評価】 農業従事者の高齢化が進み、第2種兼業農家の割合が高く、大規模自然災害等による農作物の被災や農地の荒廃、農業従事者が死傷した場合の担い手不足により耕作放棄される恐れがあります。

【推進方針】 農業の後継者不足等による食料安定供給の停滞を解消するために、次世代の担い手育成や、水稻単一から園芸作物や畜産といった経営拡大化に対する支援を行います。

関連施策
04-01-01 収益を向上させる農業経営
04-01-03 意欲のある農業者の育成
04-01-04 地域循環の創出

5-8-2

【脆弱性評価】 小規模耕作地や農業用施設の未整備等に起因する、大規模自然災害時における農産物の被害の甚大化等が懸念されます。

【推進方針】 市内で生産する農産物を安定的に供給できる直売所等の整備や農地区画の拡大等の農業生産基盤の強化、整備を支援します。

関連施策
04-01-01 収益を向上させる農業経営
05-01-01 交流拠点としての「道の駅（仮称）あがの」の推進

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

6-2-1

【脆弱性評価】 基幹管路である導水管、送水管及び配水本管並びに浄水施設等の耐震化を推進する必要があります。

大規模自然災害によって低下した水道供給機能を早期に復旧させるため、近隣自治体等との給水体制の連携や、業務継続計画（B C P）を策定する必要があります。

【推進方針】

引き続き基幹管路である導水管、送水管及び配水本管の耐震化を推進していきます。

また、浄水施設等については、人口推移等からの水需要の減少を踏まえ、施設の統廃合等を考慮した耐震化を推進します。

被災時の水道供給機能の復旧に向けた、近隣自治体との緊急連絡管等による給水の連携体制の確立や、業務継続計画（B C P）の策定を行い、職員への周知徹底を通じて、大規模自然災害時において業務を継続できるよう危機管理体制を整備します。

関連施策 05-04-01 安定供給の推進

6-3 污水処理施設等の長期間にわたる機能停止

6-3-1

【脆弱性評価】 下水道の重要幹線管路は地震動レベル2に対応する耐震化がほぼ終了しています。

なお、一部で供用開始から、法定耐用年数とされる50年に迫る管路や硫黄化水素ガスによる腐食が進む管路等も存在することから、計画的な改築・更新等の維持管理が必要な状況です。

各種汚水処理施設は、一部施設において、耐水化及び耐震化、非常電源確保が終了しておらず、大規模自然災害時には汚水処理が滞る可能性があります。

業務継続計画（B C P）は策定していますが、必要に応じて適宜見直し、着実に緊急体制を整備する必要があります。

【推進方針】

下水道整備予定区域では、引き続き概成に向けて整備を推進していきます。

整備済区域では、ストックマネジメント計画に基づく、下水道施設の改修・更新等の予防保全を実施し、施設の老朽化対策及び長寿命化を推進していきます。

災害に備え、下水道施設等の浸水・地震対策を図ります。

業務継続計画（B C P）を必要に応じて、適宜見直していきます。

関連施策

05-05-01 汚水処理施設の整備と接続の促進

05-05-02 汚水処理施設の維持管理の推進

6-3-2

【脆弱性評価】 単独浄化槽及び汲取槽は、汚水処理がされていないため、災害時には衛生的に問題が出る可能性があります。

【推進方針】

老朽化した単独浄化槽から、災害に強い合併浄化槽や公共下水道への転換を促進します。

関連施策

05-05-01 汚水処理施設の整備と接続の促進

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

7-4-1

【脆弱性評価】 農業用ため池が豪雨等で越水や決壊した場合、家屋被害や死傷者が生じる可能性があります。

【推進方針】 越水時に家屋被害の恐れがある農業用ため池についてハザードマップを作成し、適切な避難行動の啓発に努めます。

関連施策 04-01-99 農業の振興の総合推進

7-6 農地・森林等の被害による国土の荒廃

7-6-1

【脆弱性評価】 有害鳥獣による農地・森林・農作物等の被害は、生産者の経済的損失と生産意欲の減退につながり、耕作放棄地を増加させることで、土砂災害等の危険性を招く恐れがあります。

【推進方針】 「阿賀野市鳥獣被害防止計画」に基づき、行政、地域住民、鳥獣被害対策実施隊が一体となって、有害鳥獣を寄せ付けない対策を推進していきます。
また、忌避資機材等の導入や、自主防除意識の啓発のため、地域単位での研修等の実施を進めます。

関連施策 04-01-01 収益を向上させる農業経営

7-6-2

【脆弱性評価】 農地、農道、農業用排水路等を適正に管理・保全して二次災害を防止するための対策を講じる必要があります。

【推進方針】 農地がもつ多面的機能を發揮させるため、農地、農道及び水路の適正な維持管理を農業従事者のみならず地域住民とともに推進します。

関連施策 04-01-01 収益を向上させる農業経営

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

8-1-1

【脆弱性評価】

災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うため、計画の実効性の向上に努めるための事前の取り決めや準備、職員への災害廃棄物想定量の算定等の知識の向上が必要です。

また、環境センター（ごみ処理施設）の老朽化等により、災害時に想定される機能での稼働が困難な状況が想定されます。

【推進方針】

大量の災害廃棄物の発生に備え、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理する体制の整備を図る観点から、災害廃棄物の発生量の推計や、量に応じた仮置き場の選定、処理方法等について、平常時からシミュレーションや図上訓練等を行い、迅速に処理できる職員の知識向上や人員確保等の準備を進めるとともに、環境センターの被災を軽減させるため適切な維持修繕に努めます。

また、近隣市町とともに、老朽化したごみ処理施設（環境センター）に代わる広域ごみ処理施設の整備に向けた取組を推進します。

関連施策

05-06-04 ごみ処理体制の適正化

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

8-2-1

【脆弱性評価】

災害時の道路通行への応急対応など、あらゆる分野で速やかな復旧・復興に不可欠な人材を確保する必要があります。

【推進方針】

災害時の道路通行への応急対応及び物資並びに情報、市民相談等を行うため、災害支援協定を締結しているさまざまな関係団体の協力を得ることにより、復旧・復興に向けたマシンパワーを確保していきます。

関連施策

01-04-02 地域防災力の強化
01-04-04 災害時対応力の向上

8-2-2

【脆弱性評価】

復旧にあたっては、自助・共助が重要であり、地域活動の中心となる自治会に加入して、地域住民との関係性を構築することが重要です。しかし、自治会に加入しない世帯も増加しており、災害時の地域での支え合いが不十分になる恐れがあります。

【推進方針】

地域の活力や支えあいの力が低下しないよう、自治会集会施設の建設・改修等を支援する等、平時から自治会活動の重要性の啓発を行い、自治会に加入する世帯の増加を目指します。

関連施策

06-01-01 自治会活動の活性化

8-2-3

【脆弱性評価】 社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの運営を支援しますが、本市では開設の経験がないため、円滑な運営実践に課題があります。

【推進方針】

災害ボランティアセンターを設置する社会福祉協議会をはじめ、地元や外部から被災地入りしているN P O・N G O等の様々なボランティア団体等と情報を共有する場を設置するなどし、連携のとれた支援活動の展開に努めます。

関連施策

06-01-02 市民活動の活性化

8-2-4

【脆弱性評価】 罹災証明書等の交付に係る調査員は家屋調査経験職員等が対応しますが、応急危険度判定の判定士は、市に有資格者がいません。市民や事業者の早期の復旧・復興のため、迅速な被害認定調査等の体制整備が必要です。

【推進方針】

平時から被害認定調査の担当者の育成や、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入態勢の構築、業務支援システムの活用等を計画的に進めます。

関連施策

01-04-04 災害時対応力の向上

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

8-4-1

【脆弱性評価】 本市が所有する各種文化財や収蔵物は、適切な環境で保管されていますが、一部の保管設備では老朽化が進んでおり、き損しない設備での継続的な保管体制の整備が必要です。

【推進方針】

文化財、収蔵物が災害でのき損のリスクが低減されるような管理方法や設備整備を推進します。

関連施策

06-02-04 文化財の保護・活用

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

8-5-1

【脆弱性評価】 応急仮設住宅の設営の在り方、建設候補地が速やかに設定されないと、復旧・復興が遅れる可能性があります。

地籍調査が進んでいない箇所があると、円滑な復旧・復興に支障が生じる恐れがあります。

【推進方針】

応急仮設住宅の建設候補地が迅速に選定されるよう努めるとともに、災害後の迅速な復旧・復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であることから、地籍調査事業の推進を図ります。

関連施策

また、市営住宅の空き家を仮住宅として提供する等、迅速に対応します。

01-04-04 災害時対応力の向上

05-01-02 適正な開発の促進

05-01-03 家屋の適正管理

第4章 計画の推進及び進捗管理

4-1 計画の推進及び進捗管理

本計画に位置付けられた取組は、本市全体の強靭化に関するものであり、総合計画や分野別計画と連携し、計画的かつ着実に取組を推進していきます。

また、本計画の進行管理は、毎年度 P D C A サイクルにより、K P I（重要業績指標）や各取組の進捗状況を踏まえながら検証を行います。

なお、進行管理にあたっては、本市が導入している行政評価の仕組みと連動して市民への説明責任を果たします。

	国土強靭化地域計画	総合計画
Plan (計画)	<ul style="list-style-type: none">① リスクシナリオ単位での推進方針の設定② 実施計画で目指すべきK P I の現状値と目標値を設定	<ul style="list-style-type: none">① 施策体系に基づく政策展開※施策体系及び成果指標に国土強靭化地域計画の該当リスクシナリオを記載② 事務事業の活動・成果指標を国土強靭化地域計画の実施計画事業のK P I と連動
Do (実施)	事務事業単位での進行管理	
Check (評価)	<ul style="list-style-type: none">① リスクシナリオの脆弱性の状況と推進方針の進捗を確認② 実施計画のK P I を「把握」、「公開（説明責任）」	総合計画の成果指標公開（まちづくり報告書）及び主要施策成果報告書において、国土強靭化地域計画のK P I であることを表示
Act (改善)	<ul style="list-style-type: none">① 評価結果を踏まえたリスクシナリオの脆弱性評価と推進方針の加除、見直し② 評価結果を踏まえた実施計画事業の進め方の見直し、事業の追加、削除の実施	当初予算説明書の事務事業の活動・成果指標の目標値と連動

4-2 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化や、国、県などの国土強靭化に関する施策の進捗状況等を考慮しつつ、適宜見直しを検討します。

阿賀野市国土強靭化地域計画 【第2次改訂版】

令和3年11月

発 行 阿賀野市

企画・編集 総務部 企画財政課

〒959-2092
新潟県阿賀野市岡山町10番15号
TEL : 0250 - 62 - 2510
FAX : 0250 - 62 - 0281